

施行 令和 6 年 5 月 1 日

一般社団法人日本地球化学会
正会員および名誉会員細則

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費規程の正会員及び名誉会員に関する事項について定めることを目的とする。

(正会員及び名誉会員の便益)

第 2 条

正会員及び名誉会員は次の便益を受けることができる。

1. 和文誌「地球化学」を受け取ることができる
2. 学会メーリングリストにより、最新の情報（人事・イベントなど）をすばやく知ることができる
3. 年会（研究発表会）の参加費が優遇される
4. Goldschmidt国際会議の参加費が優遇される
5. 学会が主催するイベント（ショートコースなど）への参加費が優遇される
6. 優れた研究成果をあげた会員に対して、学会賞、奨励賞の授賞制度がある
7. Geochemical Journal誌オープンアクセスへの補助を受けることができる
8. 上記に定める内容の他、理事会が別途定める特典を受けることができる

(学生会員の便益)

第 3 条

正会員のうち学生会員であるものは、第 2 条の便益に加え、更に次の便益を受けることができる。

1. 年会費割引制度（学生2年パック、学生3年パック制度）がある
2. 若手会員のための研究集会や活動、若手会員の海外渡航に対する支援制度（鳥居・井上基金）がある
3. 上記に定める内容の他、理事会が別途定める特典を受けることができる

(改廃)

第 4 条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本細則は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。